

○二本松市工事請負代金債権譲渡の承諾に係る取扱要綱

平成20年3月31日

告示第57号

(趣旨)

第1条 この要綱は、二本松市財務規則(平成17年二本松市規則第36号)に定めるもののほか、中小建設業者への資金供給の円滑化及び下請保護を目的として、請負者が有する工事請負契約に基づく工事請負代金債権を、二本松市工事請負契約約款(平成17年二本松市告示第14号。以下「約款」という。)第5条第1項ただし書の規定により、中小建設業者を対象とした資金の貸付事業を行う中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する事業協同組合(事業共同組合連合会を含む。以下「組合」という。)に対し、担保として譲渡すること(以下「債権譲渡」という。)を承諾する場合の取扱について定めるものとする。

(対象工事)

第2条 債権譲渡を承諾する場合の対象工事は、請負代金の額が200万円以上で、かつ、約款第34条の規定による前金払(以下「前金払」という。)が行われたものとする。ただし、次に掲げる工事は、対象工事から除くものとする。

- (1) 約款第37条に規定する部分払いが行われた工事(ただし、次号アに該当する場合には、最終会計年度の工事に係る部分払いが行われたものに限る。)
- (2) 次の工事を除く債務負担行為及び歳出予算の繰越し等工期が複数年度にわたる工事
 - ア 債務負担行為の最終会計年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
 - イ 前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
- (3) その他請負者の施工する能力に疑義が生じるなど債権譲渡の承諾に不適當な事由がある工事

(譲渡対象となる債権の範囲)

第3条 譲渡対象となる債権の範囲は、工事が完成した場合において、約款第31条第2項の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から既受領額及び工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、契約が解除された場合においては、約款第49条第1項の出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から既受領額及び工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

- 2 契約の変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書(第1号様式)、債権譲渡契約証書(第2号様式)及び債権譲渡通知書(第3号様式)の請負代金額及び債権譲渡額は変更後のものとする。なお、組合と請負者の間の債権譲渡契約において、請負代金額に増減が生じた場合には、遅滞なく請負者が組合に変更後の契約書の写しを提出して通知することとする。

(債権譲渡承諾の手続き)

第4条 請負者が組合に債権譲渡をしようとするときは、組合と連署にて市長に次の書類により申請するものとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書3通
- (2) 債権譲渡契約証書(案)1通
- (3) 工事履行報告書(第4号様式)1通
- (4) 発行日から3箇月以内の請負者及び組合の印鑑証明書各1通
- (5) 保証人の承諾書(債権譲渡につき、保証人の承諾が必要とされる場合のみ)

- 2 前項の申請をすることができる時期は、当該工事の出来高(第2条第2号アについては、最終会計年度の工事に係る出来高)が前金払(第2条第2号アについては、最終会計年度の工事に係る前金払)が行われた金額以上に到達したと認められる日以降で、約款第32条第1項に基づく請負代金の請求が行われていない時期とする。

- 3 第1項の申請を行うときは、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 債権譲渡の目的が、組合から融資を受けるためのものであり、債権の譲渡先が組合であること。
- (2) 当該債権が、第三者による差押等を受けていないとともに、質権等の権利が設定されていないこと。
- (3) 当該債権が既に譲渡されていないこと。

- 4 債権譲渡承諾依頼書の提出があったときは、市長は第2条及び前2項の要件を確認のうえ、確定日付を付した債権譲渡承諾書(第1号様式)により承諾するものとする。

- 5 市長は、前項の規定による承諾を行ったときは、対象工事を所掌する課に備え付ける債権譲渡整理簿(第5号様式)により債権譲渡の申請及び承諾の状況を管理するものとする。

(下請人保護)

第5条 請負者は、組合から融資を受ける際に、当該工事に関する融資申請時までの下請負人等への代金の支払状況及び当該借入金の下請負人等への支払計画について、支払状況・支払計画書(第6号様式)を組合に提出することとする。

- 2 債権譲渡契約証書は、下請負人等の債権の保護を図る内容を含むものとする。なお、

請負者の倒産時等の下請保護に関しては、請負者及び組合が責任を持って行うこととし、市は関与しないものとする。

(債権譲渡の通知)

第6条 請負者及び組合は、第4条第4項の承諾を受け債権譲渡契約を締結した場合は、速やかに連署にて、市長に、債権譲渡通知書に債権譲渡契約証書の写しを添えて提出するものとする。

2 前項のほか、工事請負契約に変更が生じた場合は、請負者は、遅滞なく組合に変更後の契約書の写しを提出するものとする。

(被担保債権)

第7条 債権譲渡は、将来請負者と組合の間で締結する金銭消費貸借契約(工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うものをいう。)に基づいて組合が請負者に対して取得する債権(以下「組合の貸付債権」という。)を担保するものであって、組合が請負者に対して有するそれ以外の債権を担保するものではない。

2 請負者が、市との工事請負契約を完全に履行し、組合が市から譲渡債権全額を受領した場合は、組合は、組合の貸付債権への弁済に充当した残額を直ちに請負者に返還することとする。

(債権譲渡額の請求)

第8条 債権譲渡を受けた組合は、確定した債権譲渡額の請求に当たっては、次の書類を提出するものとする。

(1) 請求書1通

(2) 債権譲渡承諾書の写し(組合の原本証明を付したもの)1通

(3) 発行日から3箇月以内の請負者及び組合の印鑑証明書各1通

(4) 債権譲渡契約証書の写し(組合の原本証明を付したもの)1通

2 債権譲渡が行われた場合には、それ以降は請負者及び譲渡を受けた組合は部分払を請求することはできないものとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年告示第3号)

この要綱は、平成22年1月5日から施行する。

附則（令和2年3月31日告示第70号）
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

第1号様式(第3条、第4条関係)

(表)

債権譲渡承諾依頼書

年 月 日

二本松市長

甲 譲渡人 住所

(請負者)

氏名

実印

乙 譲受人 住所

(事業協同組合)

氏名

実印

請負者(以下「甲」という。)が「貴市と甲との間で締結された 年 月 日
付けの工事請負契約書」に基づき、貴市に対して有する下記の工事請負代金債権を、事業
協同組合(以下「乙」という。)に譲渡することにつき、二本松市工事請負契約約款(以下「約
款」という。)第5条第1項ただし書に規定する承諾をいただきますよう御依頼申し上げます。

乙においては、「二本松市工事請負代金債権譲渡の承諾に係る取扱要綱(平成20年二本松
市告示第57号)」に従い、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金
を融資するとともに、甲の下請負人に対する適切な支払の確保を図るものとします。

なお、約款第41条に規定する契約不適合責任は、当然のことながら甲に留保されること
を申し添えます。

また、債権譲渡が行われた場合には、それ以降は約款第37条に規定する部分払を請求い
たしません。

記

1 工事番号

2 工事の名称

3 工事場所

4 契約日

5 工期 年 月 日 ～ 年 月 日

6 (1)請負代金額 金 円(ただし、変更契約により増減が生じた場合はその金額による。)

-(2)既受領額 金 円

(3)債権譲渡額 金 円(年 月 日現在見込額。ただし、契約変更により増

減が生じた場合はその金額による。)

(裏)

債権譲渡承諾書

年 月 日

(甲) 様
(乙) 様

二本松市長

印

上記につき、未完成工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、二本松市工事請負契約約款(以下「約款」という。)第5条第1項ただし書の規定により承諾する。

なお、本承諾によって約款第41条に基づく甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。

また、債権譲渡が行われた場合には、それ以降は約款第37条に規定する部分払を請求できないものとする。

記

- 1 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、工事が完成した場合においては、約款第31条第2項の検査に合格した引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から既受領額及び工事請負契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、工事請負契約が解除された場合においては、約款第49条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から既受領額及び工事請負契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額とする。
なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書6(1)及び(3)の金額は変更後の金額とする。
- 2 甲は、工事請負契約に変更が生じた場合は、遅滞なく乙に変更後の契約書の写しを提出するものとする。
- 3 甲及び乙は、債権譲渡契約を締結した場合は、速やかに連署にて市長に債権譲渡通知書に債権譲渡契約証書の写しを添えて提出すること。
- 4 当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び甲倒産時の当該工事に係る下請負人等の債権を担保するものであって、乙が甲に対して有するそれ以外の債権を担保するものではないこと。
- 5 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し、又は質権を設定し、その他債権の帰属及び行使を害すべき行為を行わないこと。
- 6 請負者の倒産時等の下請保護に関しては、請負者及び組合が責任を持って行うこととし、市は関与しないものとする。

確定日日付印欄	承認番号

第2号様式(第3条関係)

債権譲渡契約証書

(請負者) (以下「甲」という。)と(事業協同組合) (以下「乙」という。)
とは、以下のとおり、債権譲渡契約を締結した。

(債権譲渡)

第1条 甲と二本松市(以下「丙」という。)との間で、 年 月 日に締結した
工事請負契約(以下「本件工事請負契約」という。)に基づき、甲が丙に対して、現在有
し及び将来確定し取得することあるべき以下の工事請負代金債権(以下「譲渡債権」とい
う。)を 年 月 日、丙の承諾を得て、甲は乙に譲渡し、乙はこれを譲り受
けた。

(1) 工事番号

(2) 工事の名称

(3) 工事場所

(4) 契約日

(5) 工期 年 月 日 ~ 年 月 日

(6) 請負代金額 金 円(ただし、変更契約により増減が生じた場合はその金額による。)

(7) 既受領額 金 円

(8) 債権譲渡額 金 円(年 月 日現在見込額。ただし、契約変更により((6)
一(7)増減が生じた場合はその金額による。)

債権譲渡額は、工事が完成した場合においては、二本松市工事請負契約約款(以下「約
款」という。)第31条第2項の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負
代金額から既受領額及び工事請負契約により発生する丙の請求権に基づく金額を控除
した額とする。

ただし、工事請負契約が解除された場合においては、約款第49条第1項の出来形部分
の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から既受領額及び工
事請負契約により発生する丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 前項(6)及び(8)の金額は、契約変更等により請負代金額に増減が生じた場合には、変更
後の金額による。請負代金額に変更が生じた場合には、遅滞なく、甲は乙に変更後の契
約書の写しを提出するものとする。

3 前項のほか、工事請負契約に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に変更後の契約
書の写しを提出するものとする。

(担保責任)

第2条 甲は、譲渡債権について、丙が債権譲渡を承諾するに当たって異議を留めた事項

以外には、第三者からの差押等、乙の債権の行使を妨げる事由のないことを保証する。
(禁止事項)

第3条 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。

(被担保債権)

第4条 債権譲渡は、将来甲乙間で締結する金銭消費貸借契約(本件工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うもの)に基づいて乙が甲に対して取得する債権(以下「乙の貸付債権」という。)を担保するためになされるものであって、乙が甲に対して有する乙の貸付債権以外の債権を担保するものではない。

2 甲が、丙との工事請負契約を完全に履行し、乙が丙から譲渡債権全額を受領した場合は、乙は、乙の貸付債権への弁済に充当した残額を直ちに甲に返還するものとする。

(下請保護規定)

第5条 乙が丙より受け取る譲渡債権金額から前条に規定する乙の貸付債権を精算の上、甲の倒産による任意整理において、債権者の合意が整ったときは、当該合意に従って乙は残金の部分を甲に代わって下請人等に支払うものとする。

(協力義務)

第6条 乙が譲渡債権の保全若しくは行使又は下請負人への支払等につき、甲の協力を必要とする場合は、甲は直ちに乙に協力するものとする。なお、この場合必要となる費用については甲の負担とする。

(管轄合意)

第7条 本契約に関して争いを生じた場合は、乙の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため、本証書2通を作成し、各自その内容を確認し、記名押印の上、各々1通を所持する。

年 月 日

甲 譲渡人 住所
(請負者) 実印
氏名

乙 譲受人 住所
(事業協同組合) 実印
氏名

第3号様式(第3条関係)

債権譲渡通知書

年 月 日

二本松市長

甲 譲渡人 住所
(請負者) 実印
氏名

乙 譲受人 住所
(事業協同組合) 実印
氏名

年 月 日付けで承諾いただきました、譲渡人が二本松市に対して有する
下記工事請負代金債権について、 に譲渡しましたので、譲渡
人、譲受人連署の上通知します。

下記工事請負代金について、今後は下記口座にお振込みください。

なお、譲渡人は譲受人に当該工事における下請負人への支払状況及び支払計画に関する
書面を提出し、譲受人はこれを確認しました。

記

譲渡債権の表示

1 工事番号

2 工事の名称

3 工事場所

4 契約日

5 工期 年 月 日 ~ 年 月 日

6 (1)請負代金額 金 円(ただし、変更契約により増減が生じた場合はその金額による。)

-(2)既受領額 金 円

(3)債権譲渡額 金 円(年 月 日現在見込額。ただし、契約変更により
増減が生じた場合はその金額による。)

振込口座

金融機関名 本(支)店名

預金の種別 口座番号

(フリガナ)

口座名義人

第6号様式(第5条関係)

支払状況・支払計画書

年 月 日

(事業協同組合)

様

契約権者

工事番号・名称

請負代金額

(請負者)

住所

氏名

印

工事代金支払項目		全所要数量	支払額		支払予定		支払先
下請工種又は資材名		全所要金額	月 日		月 日		
1 下請代金	2 資材代金						名称
			千円				
							電話
1 下請代金	2 資材代金						名称
			千円				
							電話
1 下請代金	2 資材代金						名称
			千円				
							電話
1 下請代金	2 資材代金						名称
			千円				
							電話
1 下請代金	2 資材代金						名称
			千円				
							電話
合計又は次葉繰越高							

※1 下請代金支払項目欄は、該当する番号に○をつけること

※2 支払予定欄の月旬は、次の区分により記入すること(上旬：1～10日 中旬：11～20日 下旬：21～月末)